

資料3-19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業場規模等)		日平均排水量 400m <sup>3</sup> /日以上	日平均排水量 400m <sup>3</sup> /日未満	用水の量と特定排水 との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
				400m <sup>3</sup> /日以上	400m <sup>3</sup> /日未満	
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量 ∨ mg/l ∧ ∨	(1) 水質自動計測法	○	○	—	—	○
	(2) コンポジットサンプラー及び指定計測法 (※)	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	—	—	(1) によることが技術的に適当でない場合 その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 (※) 1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	—	—	都道府県知事が定める場合可能
	(4) 水質簡易測定法 1日3回以上試料採取	同上	○	—	—	同上
排水量 ∧ m <sup>3</sup> /日 ∨	(1) 流量計・流速計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	—	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度		毎日	200～400m <sup>3</sup> /日 : 7日に1回以上 100～200m <sup>3</sup> /日 : 14日に1回以上 50～100m <sup>3</sup> /日 : 30日に1回以上			
		知事が定める場合	緩和可能			

※指定計測法：昭和46年9月環境庁告示第64号に掲げる方法

資料3-20 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) 指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期		
			日間平均	最大	日間平均	最大			
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1			
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	15	20				
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30				
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業 (食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	S51. 1. 1		
				通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	50	70			
			飲料製造業 (清酒製造業及び蒸留酒製造業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	H元. 10. 1		
				通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	100	130			
			弁当製造業に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	60	80	S51. 1. 1		
		その他のもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	100	130	S51. 1. 1			
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 7. 1			
			通常排水量1万m <sup>3</sup> 未満/日	100	130				
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。)に係るもの			通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	70	100	S57. 7. 16	
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m <sup>3</sup> 以上/日	70	100	S51. 7. 1	
					通常排水量20万m <sup>3</sup> 以上23万m <sup>3</sup> 未満/日	80	110		
					通常排水量20万m <sup>3</sup> 未満/日	90	120		
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m <sup>3</sup> 以上/日	70	100	S51. 1. 1	
					通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上11万5千m <sup>3</sup> 未満/日	80	110		
					通常排水量10万m <sup>3</sup> 未満/日	90	120		
			その他のもの			通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	65	90	S52. 4. 1	
					通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	70	100		
					通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	90	120		
					通常排水量2千m <sup>3</sup> 未満/日	100	130		
				未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	40	55		
					通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	50	70		
					通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	55	75		
				その他のもの	通常排水量4万m <sup>3</sup> 以上/日	40	55		
		通常排水量2万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満/日			60	80			
		通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上2万m <sup>3</sup> 未満/日			65	90			
		通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日			70	100			
通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	80	110							
その他のもの			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	90	120				
その他のもの			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	50	70				
化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	S51. 7. 1			
			通常排水量30万m <sup>3</sup> 未満/日	25	35				
		合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1			
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	50	70				
		発酵工業製品製造業に係るもの			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	50	70		
		その他のもの			通常排水量15万m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1	
		その他のもの			通常排水量15万m <sup>3</sup> 未満/日	15	20		

既設	化学工業に係るもの	化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの		通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上/日	20	30	S51. 7. 1		
				通常排水量10万m <sup>3</sup> 未満/日	30	40			
		その他のもの		通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1		
				通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30			
	石油精製業に係るもの			10	15	S51. 1. 1			
	弁当仕出屋			60	80	H元. 10. 1			
	飲食店			60	80				
	県下全域	サービス業に係るもの	し尿処理施設（指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの			30	40	S51. 7. 1	
			その他のもの	洗たく業に係るもの			100	130	S51. 1. 1
				その他のもの	通常排水量30万m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	S57. 7. 16	
					通常排水量15万m <sup>3</sup> 以上30万m <sup>3</sup> 未満/日	25	35		
		通常排水量1千m <sup>3</sup> 以上15万m <sup>3</sup> 未満/日			50	70			
		通常排水量1千m <sup>3</sup> 未満/日	100	130					
		酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの			20	30	S51. 1. 1		
		共同調理場			40	60	H元. 10. 1		
	し尿処理施設のみを設置するもの			30	40	S51. 7. 1			
下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			20	30	H51. 1. 1			
	高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの			50	70				
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	10	15	S51. 1. 1				
		通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30					
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの			25	35	S49. 7. 19		
		下水道終末処理施設を設置するもの			20	30			
		その他のもの		通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上/日	10	15			
				通常排水量1千m <sup>3</sup> 以上2千m <sup>3</sup> 未満/日	15	20			
		通常排水量1千m <sup>3</sup> 未満/日	20	30					

(2) 指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場の排水（単位：mg/ℓ）

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期日
			日間平均	最大	日間平均	最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽			60	80	H6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽			25	35	H3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区域	業種	項目	基準		許容限度		基準適用期日
			日間平均	最大	日間平均	最大	
新居浜海域	全業種	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）				3.0	S47. 1. 16
四国中央水域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m <sup>3</sup> 以上/日	SS	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量20万m <sup>3</sup> 未満/日	SS	50	70	

四国中央 水 域	パルプ又 は紙製造 業に係る もの	クラフトパル プ製造業に係 るもの	通常排水量10万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	50	S48. 6. 24
			通常排水量10万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
		マニラ麻又は 植物靱皮繊維 を原料とする 紙製造業に係 るもの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	60	80	S48. 6. 24
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	
		未使用パルプ を原料とする 紙製造業に係 るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	55	S48. 6. 24
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
		その他のもの	通常排水量4万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	35	45	S48. 6. 24
			通常排水量2万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
			通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上2万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	60	80	
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	
食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	50	60	S47. 1. 20		
	通常排水量5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	90			
その他の業種に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		S S	70	90	S48. 6. 24		
		ノルマルヘキサン抽出 物質含有量（動植物油 脂類含有量）		10			
		し尿処理施設を設置するもの（指定地域特定施設であるし尿 浄化槽のみを設置するものを除く。）	B O D	30		—	
銅山川 水 域	鉱山に係るもの		銅含有量		2.0	S48. 6. 24	
四国中央 水域を除く全公共 用水域	紙製造業 に係るもの	マニラ麻又は 植物靱皮繊維 を原料とする もの	通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	60	80	S52. 4. 1
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量2千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	
		未使用パルプ を原料とする もの	通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上/日	S S	40	55	S51. 3. 23
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	50	70	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
		その他のもの	通常排水量4万m <sup>3</sup> 以上/日	S S	35	45	S51. 3. 23
			通常排水量2万m <sup>3</sup> 以上4万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	55	75	
			通常排水量1万m <sup>3</sup> 以上2万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	60	80	
			通常排水量5千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満/日	S S	65	90	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 以上5千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	70	100	
			通常排水量3千m <sup>3</sup> 未満/日	S S	75	105	

※1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものについても適用する。

資料 3-21 市町別の特定事業場数

(令和 5 年 3 月末現在)

法令 区分 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満		
四国中央市	9	225	51	1	5	291
新居浜市	5	196	20	0	7	228
西条市	10	337	27	1	12	387
今治市	34	338	19	0	10	401
上島町	6	41	0	0	4	51
松山市	25	585	61	4	13	688
東温市	3	65	7	0	3	78
久万高原町	5	46	0	0	2	53
伊予市	5	51	9	0	2	67
松前町	5	52	8	0	1	66
砥部町	15	41	3	0	1	60
内子町	1	125	4	0	2	132
大洲市	9	316	12	0	6	343
八幡浜市	7	92	7	0	2	108
伊方町	6	140	2	0	2	150
西予市	11	372	6	0	6	395
宇和島市	7	366	6	2	4	385
松野町	1	23	0	0	0	24
鬼北町	6	51	0	0	2	59
愛南町	9	95	2	2	5	113
計	179	3,557	244	10	89	4,079

備考：排水量は、平均水量である。

水質汚濁防止法第 5 条第 3 項にかかる特定事業場は除く。

資料3-22 排水基準の概要

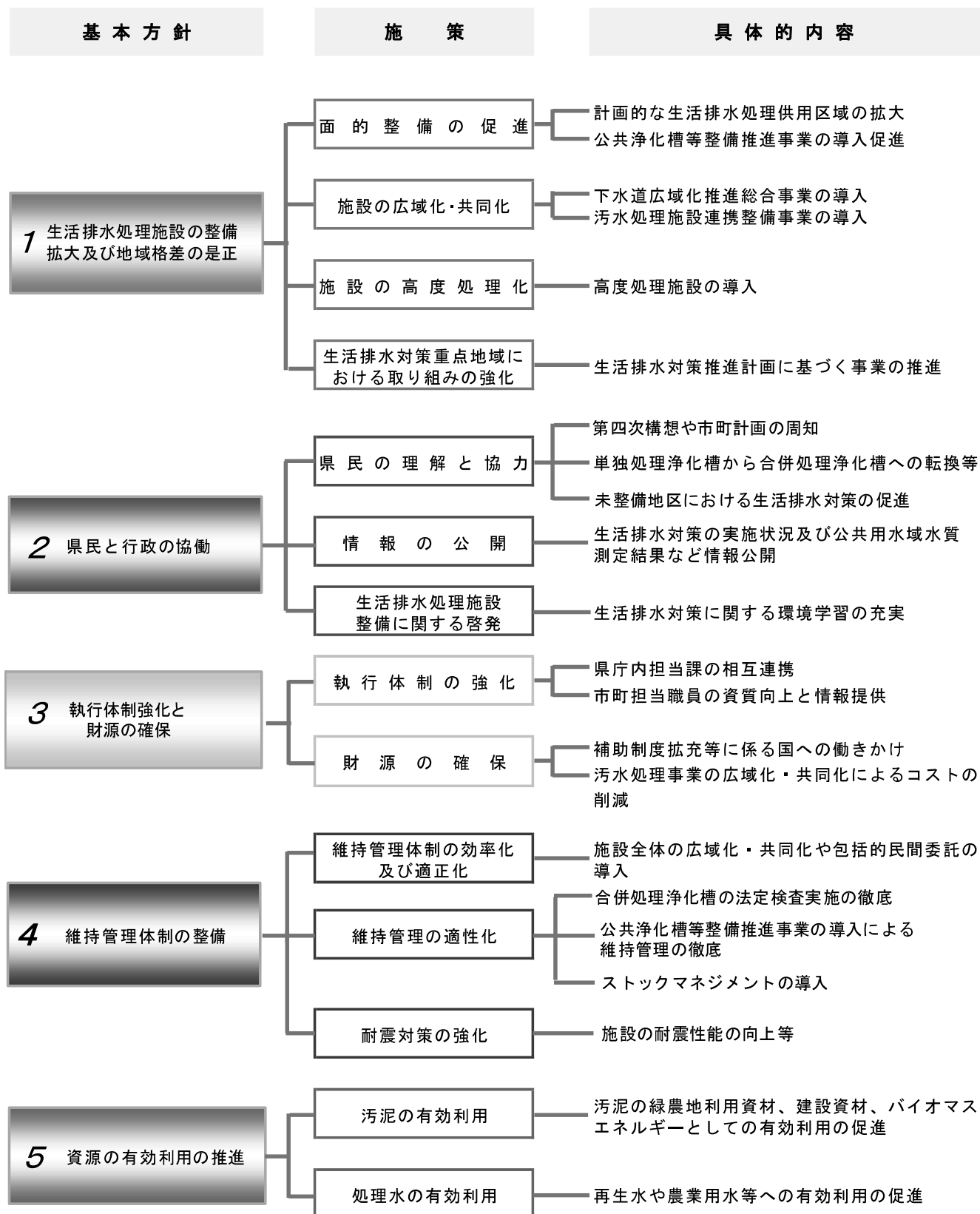
区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(28項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場	県下全域 ※窒素・磷は以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 磷：瀬戸内海流入区域及び大渡ダム(高知県)流入区域
	指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する排水量通常 50 m <sup>3</sup> /日以上の特定事業 場	瀬戸内海流入区域			
	愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)	排水量最大 50m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除く。)
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を 設置する排水量最大 50 m <sup>3</sup> /日以上の特定事業 場	瀬戸内海流入区域
			浮遊物質(S S)	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場	四国中央水域流入区域(畜産を除く。)&及び県下全域の製紙工場
			ノルマルキサン抽出物質 (鉱油類)	〃	新居浜海域流入区域
			〃 (動植物油脂類)	〃	四国中央水域流入区域(畜産を除く。)
			銅含有量	鉱山に係るもの	銅山川水域流入区域
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> のみを設置するものを除く。)
	横出し 排水基準	有害物質(9項目)	排水施設を設置する特定事業場	県下全域	
生活環境項目 (14項目)					
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、磷	排水量通常 50m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				指定地域特定施設 <sup>(注)</sup> を設置する排水量通常 50 m <sup>3</sup> /日以上の特定事業 場	

(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

種別	農薬名	成分名	調査 検体数	基準 超過数	検出 濃度 (mg/L)	排水中の濃度							
						水濁指針値 (mg/L)	水産指針値 (mg/L)						
殺菌剤	イカルガ35SC	チフルザミド	1	0	<0.001	0.37	1.4						
	オブテインフロアブル	ペンフルフェン	1	0	0.004	0.53	0.1						
	クルセイダーフロアブル	テブコナゾール	1	0	<0.001	0.77	2.6						
	シグネチャーWDG	ホセチル	1	0	<2.3	23	28						
	シバンバPROフロアブル	アゾキシストロビン	3	0	<0.001	4.7	0.28						
					<0.028								
					<0.028								
	セレンターフ顆粒水和剤	ペンシクロン	4	0	<0.001	1.4	1						
					0.005								
					0.019								
タフシーバフロアブル	テブコナゾール	1	0	<0.001	0.77	2.6							
	ペンシクロン	2	0	<0.001	1.4	1							
殺虫剤	アセルプリン	クロラントラニリプロール	1	0	<0.001	6.9	0.029						
	イザナミフロアブル	フルキサメタミド	1	0	<0.001	0.22	0.039						
	カルホス乳剤	イソキサチオン	1	0	<0.00005	0.05	0.0002						
	ダイアジノン乳剤40	ダイアジノン	1	0	<0.00025	0.02	0.00077						
	ビートルコップ顆粒水和剤	チアメキサム	1	0	<0.001	0.47	0.035						
	フルスウィング	クロチアニジン	2	0	<0.001	2.5	0.028						
					<0.002								
	リラークDF	チオジカルブ	1	0	<0.008	0.8	0.027						
アージラン液剤	アシュラム	1	0	<1	10	90							
アシュラスター液剤	アシュラム	3	0	<0.001	10	90							
				0.004									
				0.006									
アダッシュ顆粒水和剤	プロピザミド	4	0	<0.001	0.5	4.7							
				0.002									
				<0.05									
除草剤	アルテミストフロアブル	アトラジン	2	0	<0.001	未審議	1.5						
					0.11								
					イデトフフロアブル			トリアジフラム	1	0	<0.001	0.23	2.5
											カーブSC		
	グラメックス水和剤	シアナジン	1	0		<0.001	0.014						
	コンクルード顆粒水和剤	フルボキサム	4	0	<0.001	0.21	2.3						
					<0.001								
					<0.001								
					<0.001								
	シバッチ乳剤	S-メトラクロール	1	0	<0.001	2.5	0.23						
	スパーダ顆粒水和剤	フェノキサスルホン	1	0	<0.0005	4.5	0.093						
	スペクタクルフロアブル	インダジフラム	1	0	<0.001	0.5	0.71						
	ソリストSC	ピロキサスルホン	2	0	<0.001	0.5	0.0074						
					0.0018								
	ダブルアップDG	シクロスルファミロン	1	0	<0.003	0.8	0.035						
	ディクトラン乳剤	ジチオピル	1	0	<0.001	0.095	0.56						
	トリビュートOD	ホラムスルフロン	1	0	<0.001	13	97						
フルハウスフロアブル	オキサジクロメホン	1	0	<0.024	0.24	8.3							
モニュメント顆粒水和剤	トリフロキシスルフロンナトリウム塩	3	0	<0.001	未審議	0.28							
				<0.001									
				<0.001									
ラポストフロアブル	カフェンストロール	1	0	0.011	0.07	0.02							

- ・指針値欄の「未審議」とは、審議が行われていないことから、指針値が設定されていないことを示す。
- ・水濁指針値及び水産指針値を超過した事例なし。

資料 3-24 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想の推進施策の体系





資料3-25 愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画 ロードマップ

項目	市町等	施設の種類の統廃合	受入施設	廃止施設	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）
					令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度
<b>(1) 汚水処理施設の統廃合</b>							
	全市町 全事務組合	—	—	—	設備更新等の機会を捉え、統廃合の検討を継続	同左	同左
	四国中央市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	四国中央市川之江浄化センター	アイ・クリーン	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
	新居浜市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	新居浜市下水処理場	衛生センター	統廃合済み		
今治市	公共下水道の統廃合	公共下水道と集落排水施設の統廃合	北部終末処理場	小部浄化センター	統廃合済み		
			今治下水浄化センター	朝倉地区クリーンセンター 朝倉下地区水処理施設 古谷地区クリーンセンター	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定
			大西水処理センター	九王水処理センター 宮脇水処理センター 山之内水処理センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定	
			吉海浄化センター	椋名地区処理場	統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定	
			比方浄化センター	北浦東地区浄化センター	統廃合済み		
	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	井口浄化センター	盛地区浄化センター 瀬戸崎地区浄化センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定	
			宮浦浄化センター	大三島北地区処理施設	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
			朝倉地区クリーンセンター	太ノ原・野田地区クリーンセンター 山越地区クリーンセンター 野々瀬地区クリーンセンター 清水地区し尿処理施設 緑ヶ丘団地コミプラ	統廃合済み		
			九和地区処理施設	与和木地区処理施設	統廃合完了予定		
	東温市	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	九和地区処理施設	玉川グリーンハイソコムプラ	統廃合計画の検討	統廃合完了予定
伊予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	伊予市下水浄化センター	大平地区農業集落排水処理施設	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
松山衛生事務組合 久万高原町	し尿処理施設の統廃合	松山衛生ecoセンター	久万高原町環境衛生センター	令和4年3月統廃合完了			
西予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	西予市宇和浄化センター	永長浄化センター 神野久浄化センター 田之筋浄化センター 中川浄化センター	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定		
伊方町	公共下水道と集落排水施設の統廃合	九町浄化センター	田之浦処理場	統廃合計画の検討	統廃合完了予定		
愛南町	集落排水施設の統廃合	家申クリーンセンター	平磐クリーンセンター	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			

項目	市町等	内容	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）											
			令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度											
<b>(2) 汚泥処理の共同化</b>																
	東予ブロック	汚泥の共同処理を実施	各ブロックで共同化処理の検討を継続	同左	同左											
	中予ブロック	汚泥の共同処理を実施	松山市内4か所の公共下水道の汚泥を集約し、固形燃料化を実施	中予ブロックでの共同化を検討	同左											
<b>(3) 委託業務の共同発注</b>																
	全市町	ICTの整備	施設ごとに更新等の機会を捉え、ICT整備の検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での整備状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
	全市町	企業会計に関する財政システムの導入	市町ごとに公営企業会計への移行等を踏まえ、検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
	全市町 全事務組合	台帳の電子化	市町等ごとに国の標準仕様等を基に、電子化の検討を継続	同左	施設統廃合や市町等内での電子化状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
	全市町	包括的民間委託の実施	市町ごとに包括的民間委託導入の検討を継続 導入済みの市町等は、更に高いレベルの導入を検討	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討											
<b>(4) 災害対応の広域連携</b>																
	県 全市町 全事務組合	緊急時対応訓練の実施	県の施策担当課が主導し、汚水処理施設の種類の統廃合に訓練を実施	PDCAを実施のうえ、緊急時対応訓練を継続実施	同左											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水処理施設</th> <th>施策担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>農地整備課</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水施設</td> <td>漁港課</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>循環型社会推進課</td> </tr> </tbody> </table>	汚水処理施設	施策担当課	公共下水道	都市整備課	農業集落排水施設	農地整備課	漁業集落排水施設	漁港課	し尿処理施設	循環型社会推進課			
汚水処理施設	施策担当課															
公共下水道	都市整備課															
農業集落排水施設	農地整備課															
漁業集落排水施設	漁港課															
し尿処理施設	循環型社会推進課															

資料 3-26 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (令和 3 年度末)	令和 4 年度末 実績	中間目標 (令和 8 年度末)	目標 (令和 14 年度末)
行政人口 (千人)	1,334	1,320	1,272	1,202
下水道 (千人)	756 (56.7%)	756 (57.2%)	766 (60.2%)	751 (62.5%)
農業集落排水施設 (千人)	33 (2.5%)	32 (2.4%)	25 (2.0%)	19 (1.6%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	2 (0.2%)
簡易排水施設 (千人)	0.03 (0.002%)	0.02 (0.002%)	0.02 (0.002%)	0.02 (0.001%)
コミュニティ・プラント (千人)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0.2 (0.01%)
合併処理浄化槽 (千人)	302 (22.6%)	303 (23.0%)	322 (25.3%)	324 (27.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	1,095 (82.1%)	1,096 (83.0%)	1,115 (87.7%)	1,096 (91.2%)

※ ( ) 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料3-27 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/l)	番号	項目	基準値 (mg/l)
1	一般細菌	100個/ml以下	27	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	30	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.02以下	34	鉄及びその化合物	0.3以下
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	35	銅及びその化合物	1.0以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	36	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	37	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	38	塩化物イオン	200以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下
14	四塩化炭素	0.002以下	40	蒸発残留物	500以下
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	42	ジェオスミン	0.00001以下
17	ジクロロメタン	0.02以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	44	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	トリクロロエチレン	0.01以下	45	フェノール類	0.005以下
20	ベンゼン	0.01以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下
21	塩素酸	0.6以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01以下			